

新潟市消費生活審議会の委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市消費生活審議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

(委員定数)

第2条 公募委員の定数は、2人以内とする。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、委嘱予定日時点で次の各号全てに該当する者とする。

(1) 本市に在住し、又は通勤し、若しくは通学している満18歳以上の者

(2) 本市職員及び本市議会議員ではない者

(3) 本市が設置する他の附属機関等の委員ではない者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、生年月日、電話番号（昼間連絡先）、応募の動機を記載したものに作文（800字程度）を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため、「新潟市消費生活審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 市民生活部長

(2) 市民生活課長

(3) 消費生活センター所長

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。